

平泉ブランド認証制度の概要

1 目的

ブランドを活用した平泉町の地域づくりの一環として、平泉生まれの特産品、土産品等を広くアピールし、併せて購買者の信頼を高め、地場産業の活性化に資することを目的とする。

2 ブランドの名称

「浄土の風・平泉」とします。

3 ブランドのマーク



※ デザインの大きさは、表示する商品の大きさに合わせて、拡大、縮小できるものとします。また、頒布するシールは、4 c m × 4 c mです。

4 認証の条件は

(1) ブランド認証条件

①「平泉の商品」という事実があること

- ア 平泉商工会会員が製造した「商品」
- イ 町内の農林産物加工者、グループ等が製造した「商品」
- ウ 平泉商工会が開発した「商品」

②市場・社会・顧客に対して信頼性が得られる「商品」

(2) 平泉ブランドの認証の具体例

①該当する商品

- ・平泉の歴史・伝統、暮らしや風土が感じられる商品
- ・技術、原材料、デザイン等にこだわりが感じられる商品
- ・製造技術が平泉町にない等の理由により、他地区の製造業者と連携して主体的に開発した商品
- ・平泉商工会が開発した商品

②該当とならない商品

- ・いわゆる「下りもの」と言われている商品。
- ・他の製造者・販売者の商品で、レッテルだけを張り替えて販売されている商品。
- ・業界の品質基準、法令を遵守していない製造者の商品
- ・価格、品質、デザイン等に信頼が得られない商品

※ 次の商品は、審査の対象外といたします。

- ① 農産物…りんご、米等
 - ② ファーストフード店等の持ち帰り商品…アイスクリーム、ソフトクリーム、飲料、寿司、大判焼等
 - ③ 飲食店のメニュー品
- (3) 平泉ブランドの名称「浄土の風・平泉」を商品に表示しようとする場合の取り扱いについて
- ①ブランドの認証申請をして認証登録を受けなければ、「浄土の風・平泉」の文字を商品に表示することは、できません。
 - ②商品の字体については、認証シールの書体に限らせていただきます。
※ 認証に当たっては、商品を提供いただくこととなっておりますが、字体を確定させる上で多額の投資がなされる場合など、製品化に当たって文字を表示できない場合は、できるだけ完成品に近い状態で商品を提出いただき、文字の位置や文字の書体を示していただいて、審査することとなります。
- (4) 認証の決定、有効期間
- ①認証機関は、商工会の内部に、行政、関係団体、消費者、商工会等の役員等で構成する「平泉ブランド認証委員会」で審査、決定のうえ申請者に通知します。
 - ②開催時期は、年に2回（2月と8月）実施します。
それ以外の時期の開催を希望する製造者・生産者は、理由を付して事務局へ申請し、委員長が認めた場合、審査会を開催するものとします。
 - ③認証の有効期間は3年間とします。その後も、再申請、委員会が再審査の上継続認証されます。
- (5) 登録料金等
- ①登録料金は1事業所につき3,000円。商品の合計数が10品目を超えるときは、2,000円を加算する。
 - ②更新登録料金1事業所につき3,000円
 - ③追加登録料金は1事業所につき1,000円。追加申請により商品の合計数が10品目を超えたとき2,000円を加算。
 - ④「浄土の風・平泉」の文字自体を商品に表示するときの取り扱いは、委員会に諮って決定することとし、申請方法及び料金は、商品の認証制度に準じます。

5 認証のメリット

- (1) 平泉ブランド認証マークシールの貼り付けやパッケージへ印刷表示することにより、平泉産の安心・安全な特産品・土産品等であることを広くアピールして販売促進を図ることができます。
- (2) 商工会のホームページにより、平泉ブランドとしてPR、推奨されます。
- (3) 必要に応じて、町内販売店と製造者等の情報交換会や研修会を開催し、消費者ニーズにあった特産品、土産品等の商品づくりを支援します。